

平成30年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

愛西市監査委員

31愛西監第88号
令和元年8月6日

愛西市長 日永貴章 様

愛西市監査委員 戸谷静治

愛西市監査委員 大宮吉満

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成30年度決算に基づく実質赤字比率
- 2 平成30年度決算に基づく連結実質赤字比率
- 3 平成30年度決算に基づく実質公債費比率
- 4 平成30年度決算に基づく将来負担比率
- 5 平成30年度決算に基づく愛西市農業集落排水事業等特別会計資金不足比率
- 6 平成30年度決算に基づく愛西市公共下水道事業特別会計資金不足比率
- 7 平成30年度決算に基づく愛西市水道事業会計資金不足比率

第2 審査の期間

令和元年7月3日から令和元年7月31日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が平成30年度の財政状況の数値として適正に表示しているか否かを検証するため、主務課から提出された資料と照合し、併せて関係職員からの説明を聴取するとともに審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されて、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況が適正に表示されていると認められた。

健全化判断比率審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

ア 基準

区 分	平成30年度	平成29年度
早期健全化基準	12.77%	12.77%
財政再生基準	20.00%	20.00%

イ 指標

区 分	平成30年度	平成29年度
実質赤字比率	— %	— %

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

$$\text{実質赤字の額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

エ 意見

平成30年度の一般会計等実質収支額は、622,045千円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

ア 基準

区 分	平成30年度	平成29年度
早期健全化基準	17.77%	17.77%
財政再生基準	30.00%	30.00%

イ 指標

区 分	平成30年度	平成29年度
連結実質赤字比率	— %	— %

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

エ 意見

平成30年度の連結実質収支額は、2,171,511千円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
(3か年平均)

ア 基準

区 分	平成30年度	平成29年度
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

イ 指標

区 分	平成30年度	平成29年度
実質公債費比率	4.1%	4.0%

ウ 指標の算出方法

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

エ 意見

平成30年度の実質公債費比率は、4.1%で、早期健全化基準の25.0%を下回っていることを確認した。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

ア 基準

区 分	平成30年度	平成29年度
早期健全化基準	350.0%	350.0%

イ 指 標

区 分	平成30年度	平成29年度
将来負担比率	— %	— %

ウ 指標の算出方法

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る
基準財政需要額算入見込額）

標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） × 100

エ 意 見

平成30年度の将来負担比率の算定数値は、充当可能財源が将来負担額を上回ったことにより、マイナス表示となり、比率が算定されないことを確認した。

2 総合意見

本市の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触ることなく、健全な状況にあると認められた。

資金不足比率審査意見

1 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

ア 基準

区 分	平成30年度	平成29年度
経営健全化基準	20.0%	20.0%

イ 指標

区 分	会 計 名		平成30年度	平成29年度
資金不足比率	法適用	水道事業会計	— %	— %
	法非適用	農業集落排水事業等 特別会計	— %	— %
		公共下水道事業 特別会計	— %	— %

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

《資金の不足額》

資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額 (法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

《事業の規模》

事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

エ 意見

本市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は、前記のとおりであり、平成30年度のこれらの会計における資金不足額はなく、資金不足比率は発生しないので健全な状況にあると認められた。